石油石炭税法

(昭和五十三年四月十八日法律第二十五号)

最終改正: 平成三十年三月三十一日法律第七号

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 課税標準及び税率 (第八条・第九条)

第三章 免税及び税額控除等 (第十条—第十二条)

第四章 申告及び納付等(第十三条—第十八条の二)

第五章 雜則 (第十九条—第二十二条)

第六章 罰則(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、石油石炭税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油石炭税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 原油 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び 歴青油をいう。
- 二 石油製品 関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号 に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(外国から本邦に到着したものに限る。)をいう。

- 三 ガス状炭化水素 関税定率法別表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素 (外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。) をいう。
- 四 石炭 関税定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形 燃料で石炭から製造したもの(外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取された ものに限る。)をいう。
- 五 保税地域 関税法 (昭和二十九年法律第六十一号) 第二十九条 (保税地域の種類) に規定する 保税地域をいう。

(課税物件)

第三条 原油及び石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭には、この法律により、石油石炭税を課する。

(納税義務者)

- 第四条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、その採取場から移出した原油、ガス状炭化 水素又は石炭につき、石油石炭税を納める義務がある。
- 2 原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(以下「原油等」という。) を保税地域から 引き取る者は、その引き取る原油等につき、石油石炭税を納める義務がある。

(移出又は引取り等とみなす場合)

- 第五条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場において原油、ガス状炭化水素又は石炭が消費 される場合には、当該採取者がその消費の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取 場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該採取者の責めに帰することができない場合には、その消費者を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなし、当該消費者 が消費の時に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から移出したものとみなして、この法律(第六条の二、第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの 規定に係る罰則を除く。)を適用する。
- 2 保税地域において原油等が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該原油等をその保 税地域から引き取るものとみなす。

- 3 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場に現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭が滞納処分 (その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又 は破産手続により換価される場合には、当該採取者がその換価の時に当該原油、ガス状炭化水素 又は石炭をその採取場から移出したものとみなす。
- 4 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取を廃止した場合において、原油、ガス状炭化水素又は石炭がその採取場に現存するときは、当該採取者がその採取を廃止した日に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場から移出したものとみなす。ただし、当該採取者が、政令で定めるところにより、その採取場であつた場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合には、その承認に係る原油、ガス状炭化水素又は 石炭については、その承認をした税務署長の指定する期間、その採取場であつた場所をなお原 油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日にな お当該原油、ガス状炭化水素又は石炭がその場所に現存するときは、当該採取者がその日の前日 に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場から移出したものとみなす。

(採取者とみなす場合)

- 第六条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者又は販売業者が、労務、資金その他原油、ガス 状炭化水素又は石炭の採取に必要なものを供給して原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取を委 託する場合には、当該委託をした者(以下「委託者」という。)が当該委託を受けた者(以下 「受託者」という。)の採取した原油、ガス状炭化水素又は石炭で当該委託に係るものを採取し たものとみなす。
- 2 原油、ガス状炭化水素又は石炭が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出された場合 において、その移出につき、当該採取者の責めに帰することができないときは、当該原油、ガス 状炭化水素又は石炭を移出した者を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなして、この法

律 (次条、第十三条、第十六条第一項、第二十条及び第二十一条並びにこれらの規定に係る罰則 を除く。) を適用する。

(適用除外)

第六条の二 ガス状炭化水素の採取者(法人を除く。)のうち、自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取するものには、当該ガス状炭化水素については、この法律(第二十条を除く。)を適用しない。

(納税地)

- 第七条 採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の納税地は、当該採取場の所在地とする。ただし、政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。
- 2 保税地域から引き取られる原油等に係る石油石炭税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。ただし、第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けたときは、その承認の際に指定を受けた場所とする。

第二章 課税標準及び税率

(課税標準)

- 第八条 石油石炭税の課税標準は、その採取場から移出した原油、ガス状炭化水素若しくは石炭 又は保税地域から引き取る原油等の数量とする。
- 2 石油製品で政令で定めるもの又はガス状炭化水素で政令で定めるものに係る前項の数量は、それぞれその重量又は容量を基礎として政令で定める方法により計算した数量によるものとする。 (税率)
- 第九条 石油石炭税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
- ー 原油及び石油製品 ーキロリットルにつき二千四十円
- ニ ガス状炭化水素 ートンにつき千八十円

三 石炭 ートンにつき七百円

第三章 免税及び税額控除等

(未納税移出)

- 第十条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が次の各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭をその採取場から当該各号に定める場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。
- 一輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。)が輸出するための原油、ガス状炭化水素又は石炭 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の 蔵置場
- 二 前号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭以外の原油、ガス状炭化水素又は石炭で、その採取場内における蔵置場が狭くなつたことその他のやむを得ない事情があるため当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を他の場所へ移出すること及び当該他の場所につき、政令で定めるところにより、当該採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの 当該他の場所
- 2 前項の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該移出をした 日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するも のに限る。)に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が前項各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又 は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が当該各号に定める場所に移入さ れたことについての明細に関する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しな い。
- 3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の 申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める日までに提出すれば足りるものとする。

- 一 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に 提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書 の提出先の税務署長に届け出たとき 当該予定日
- 二 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過 した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書 の提出先の税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長が指定した日
- 4 第一項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入する前に、 災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定めるところによりその亡失の場 所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定 める書類に代えることができる。
- 5 第一項第二号の承認の申請があつた場合において、同号に規定する事情がないと認められるとき、又は当該申請に係る場所につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、 税務署長は、その承認をしないことができる。
- 6 第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭(同項の規定の適用を受けないこととなったものを除く。)については、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者でないときは、これを原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなし、当該場所が原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場でないときは、これを原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とみなす。
- 7 第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入の目的(当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が同項第二号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭であるときは、その移入の理由)、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭を同項各号に定める場所に移入した者に対し、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を他の原油、ガス状炭化水素又は石炭と区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

(未納税移出に関する特例)

- 第十条の二 前条第一項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、当該移出をした日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が前条第一項各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が前条第一項各号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。
- 一 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該 場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所
- 二 前号の規定に該当するもののほか、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が移出する当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が継続して移入される場所で、当該採取者が、政令で定めるところにより、当該移出をする採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの
- 2 前条第七項の場合において、同条第一項各号に定める場所が同条第七項に規定する原油、ガス 状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であり、かつ、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭 を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所(第七条第一項ただし書の承認を受けて いる場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたとき は、前条第七項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

- 3 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。
- 4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事 実がなくなつたと認められるとき、又は石油石炭税の保全上不適当と認められる事情が生じたと きは、その承認を取り消すことができる。
- 5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸出免税)

- 第十一条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が輸出する目的で原油、ガス状炭化水素又は 石炭をその採取場から移出する場合には、当該移出に係る石油石炭税を免除する。
- 2 前項の規定は、同項の移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、当該移出をした 日の属する月分に係る第十三条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するも のに限る。)に当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことについての明細に関する書 類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。
- 3 第十条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「同項各号に定める場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税関長」と読み替えるものとする。

(戻入れの場合の石油石炭税の控除等)

第十二条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状炭化 水素又は石炭を当該採取場に戻し入れた場合には、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の戻入 れのためにする他の採取場からの移出につき第十条第一項の適用があつた場合を除き、政令で 定めるところにより、当該採取者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来す る次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。次項におい て同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油、ガス状炭 化水素又は石炭につき当該採取場からの移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭 税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油石 炭税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前 の金額とする。第四項において同じ。)に相当する金額を控除する。

- 2 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が他の原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油、ガス状炭化水素又は石炭を原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭をその移入した採取場から更に移出したときは、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき当該他の採取場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき石油石炭税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。
- 3 前二項の場合において、これらの項の規定による控除を受けるべき月分に係る次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。
- 4 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は 石炭を、その採取を廃止した後(第五条第四項ただし書の承認を受けた場合には、同条第五項に

規定する期間の経過後)当該採取場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該採取場であつた場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長の承認を受けて当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

- 5 前各項の規定による控除又は還付を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする石油石炭税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類を添付しなければならない。
- 6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が ある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)に より当該採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭を当該採取場に戻し入れたとき は、その相続人が当該移出をしたものとみなして、前各項の規定を適用する。
- 7 前項の規定は、法人が合併により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場における原油、ガス 状炭化水素又は石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「そ の相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含 む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。
- 8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規 定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書 が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日か ら起算するものとする。
- 一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
- 二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

第四章 申告及び納付等

(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告)

- 第十三条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、毎月(採取場からの移出がない月を除く。)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
- 一 その月中において採取場から移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量
- 二 第十条若しくは第十一条又は他の法律の規定による石油石炭税の免除を受けようとする場合に は、その適用を受けようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量
- 三 第一号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量から、前号に掲げる当該原油、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量を控除した数量(以下この項において「課税標準数量」という。)
- 四 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額
- 五 前条又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税額(前号に掲げる石油石炭税額のうち、既に確定したものを含む。)
- 六 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額
- 七 第四号に掲げる石油石炭税額の合計額から第五号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額 があるときは、当該不足額
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 前条第一項若しくは第四項の戻入れをした者又は同条第二項の移入をした者は、これらの規定による控除を受けるべき月において前項の規定による申告書の提出を要しないときは、同条第一項、第二項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、 政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当

該戻入れ又は移入をした場所(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その 承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に提出することができる。

- 3 第一項の規定は、他の法律の規定により所轄税務署長の承認を受けて石油石炭税を免除された 原油、ガス状炭化水素又は石炭については、適用しない。
- (引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等)
- 第十四条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用 される原油等を保税地域から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除され るべき場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に 提出しなければならない。
- 一 当該引取りに係る原油及び石油製品、ガス状炭化水素又は石炭のそれぞれの課税標準たる数量 (以下この項において「課税標準数量」という。)
- 二 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額
- 三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税 額
- 四 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額
- 五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される原油等を保税地域から引き取るうとする者は、当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべき場合を除き、その引き取る原油等に係る前項第一号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

- 3 第一項に規定する者(次条第一項の承認を受けた者を除く。)がその引取りに係る原油等につき関税法第七条の二第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う場合には、当該原油等に係る第一項の申告書の提出期限は、当該原油等の引取りの日の属する月の翌月末日とする。
- (引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)
- 第十五条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用 される原油等を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、政令 で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場合には、次項の規定による申告書をもつ て前条第一項の規定による申告書に代えることができる。
- 2 前項の国税庁長官の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後は、毎月 (同項に規定する原油等の保税地域からの引取りがない月及び引取りに係る原油等の全部につき 石油石炭税を免除されるべき月を除く。)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し た申告書を、翌月末日までに、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関長に提 出しなければならない。
- 一 その月中において保税地域から引き取つた原油及び石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(当該 引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除く。)のそれぞれの課税標準たる数量(以下 この項において「課税標準数量」という。)
- 二 課税標準数量に対する石油石炭税額及び当該石油石炭税額の合計額
- 三 他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油石炭税 額
- 四 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から前号に掲げる石油石炭税額を控除した金額に相当する石油石炭税額
- 五 第二号に掲げる石油石炭税額の合計額から第三号に掲げる石油石炭税額を控除してなお不足額 があるときは、当該不足額
- 六 その他参考となるべき事項

- 3 第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者が次のいずれかに該当するときは、国税庁長官は、その承認をしないことができる。
- 一 次項の規定による取消しの通知を受けた日又は第五項の届出書の提出があつた日以後一年以内 に当該承認の申請をしたものであるとき。
- 二 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であるときその他石油石炭税の 保全上不適当と認められる事情があるとき。
- 4 国税庁長官は、第一項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認 を取り消すことができる。
- 一 六月以上引き続き第一項に規定する原油等の保税地域からの引取りがないとき。
- 二 前項第二号に該当する事情があるとき。
- 三 石油石炭税につき国税通則法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書の提出が なかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められるとき。
- 四 石油石炭税につき国税通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書の提出又は同 法第二十四条(更正)の規定による更正があつた場合において、その修正申告又は更正に基づき 同法第三十五条第二項(期限後申告書等による納付)の規定により納付すべき税額の計算の基礎 となつた事実のうちに当該修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の 計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由がないと認められるものがあるとき。
- 5 第一項の承認を受けている者は、同項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で 定めるところにより、その旨を国税庁長官に届け出るものとする。この場合において、その届出 書の提出があつたときは、その提出の日の属する月の翌月以後においては、その承認は、その効 力を失うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての石油石炭税の期限内申告による納付等)

- 第十六条 第十三条第一項の規定による申告書を提出した原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油石炭税額に相当する石油石炭税を、国に納付しなければならない。
- 2 第五条第一項ただし書又は第六条第二項の規定に該当する原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税は、これらの規定に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場の所在地を所轄する税務署長が、その移出した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等)

- 第十七条 第十四条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る原油等を保税地域から引き取る時(同条第三項の場合にあつては、当該申告書の提出期限)までに、当該申告書に記載した同条第一項第四号に掲げる石油石炭税額に相当する石油石炭税を、国に納付しなければならない。
- 2 保税地域から引き取られる第十四条第二項に規定する原油等に係る石油石炭税は、同項の税関 長が当該引取りの際徴収する。
- 3 第十五条第二項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書 に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額に相当する石油石炭税を、国に納付しなければなら ない。

(納期限の延長)

- 第十八条 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者が、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、第十六条第一項の規定による納期限内に納期限の延長についての申請書を第十三条第一項の税務署長に提出し、かつ、政令で定めるところにより当該申告書に記載した同項第六号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を提供したときは、当該税務署長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長することができる。
- 2 原油等を保税地域から引き取ろうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二 第二項(特例申告)に規定する特例申告を行う者を除く。)が、第十四条第一項の規定による申

告書を提出した場合において、納期限の延長についての申請書を同項の税関長に提出し、かつ、 当該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税 関長に提供したときは、当該税関長は、三月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限 を延長することができる。

- 3 原油等を保税地域から引き取ろうとする者(その引取りに係る原油等につき関税法第七条の二 第二項に規定する特例申告を行う者に限る。第二十一条において「特例輸入者」という。)が、 第十四条第一項の規定による申告書を同条第三項の提出期限内に提出した場合において、前条第 一項の納期限内に納期限の延長についての申請書を第十四条第一項の税関長に提出し、かつ、当 該申告書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関 長に提供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を 延長することができる。
- 4 原油等を保税地域から引き取る者で第十五条第一項の国税庁長官の承認を受けたものが、同条 第二項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、前条第三項の規定による 納期限内に納期限の延長についての申請書を第十五条第二項の税関長に提出し、かつ、当該申告 書に記載した同項第四号に掲げる石油石炭税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提 供したときは、当該税関長は、二月以内、当該担保の額に相当する石油石炭税の納期限を延長す ることができる。

(採取した見本に関する適用除外)

第十八条の二 国税通則法第七十四条の五第四号ハ(当該職員のたばこ税等に関する調査に係る 質問検査権)の規定により採取した見本に関しては、第四条及び第十三条から第十七条までの 規定は、適用しない。

第五章 雑則

(保全担保)

- 第十九条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油石炭税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者 又は原油等を保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、石油石炭税につき担保の提供を命ずることができる。
- 2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は 期間を変更することができる。

(採取の開廃等の申告)

- 第二十条 原油、ガス状炭化水素又は石炭を採取しようとする者(受託者になろうとする者を含み、委託者になろうとする者を除く。)は、その採取場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者(受託者を含み、委託者を除く。次項において同じ。)がその採取を廃止し、又は休止しようとする場合も、また同様とする。
- 2 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に申告しなければならない。
- 3 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取につき委託者になろうとする者は、あらかじめ、原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取の委託をする旨その他政令で定める事項を書面で受託者の採取場(当該委託者が第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。
- 4 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者について相続があつた場合において、当該相続により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場(当該相続に係る被相続人が第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときにあつては、その承認を受ける場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならな

- い。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、 第一項の規定による申告があつたものとみなす。
- 5 前項の規定は、法人が合併により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

(記帳義務)

第二十一条 原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者は、政令で定めるところにより、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

- 第二十二条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人 は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、 被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。
- 一 第十三条第一項、第十四条第一項(同条第三項の場合に限る。)又は第十五条第二項の規定に よる申告の義務
- 二 前条の規定による記帳の義務

第六章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に 処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により石油石炭税を免れ、又は免れようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第十二条第三項又は第四項の規定による還付を受け、又は受けよ うとした者
- 2 前項の犯罪に係る原油等に対する石油石炭税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍 が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該石油石炭税に相当す る金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。
- 3 第一項第一号に規定するもののほか、第十三条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油石炭税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 前項の犯罪に係る原油等に対する石油石炭税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該石油石炭税に相当する金額の三倍以下とすることができる。
- 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第十条第七項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者
- 二 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による申告書をその提出期限まで に提出しなかつた者
- 三 第十四条第二項の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出 した者
- 四 第二十条第一項から第三項まで又は第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規 定による申告をせず、又は偽つた者
- 五 第二十一条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その 法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十三条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

附則抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に原油の採取場から移出 される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

- 第二条 この法律の施行の際現に原油の採取をしている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一月以内に、原油の採取場ごとに、原油の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該原油の採取場(第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。
- 2 施行日前から引き続いて原油の採取の委託をしている者で、第六条第一項の規定により原油を 採取したものとみなされる者は、施行日から一月以内に、原油を採取したものとみなされる委託 の内容その他政令で定める事項を書面で当該原油の採取場(当該委託をする者が第七条第一項た だし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署 長に申告しなければならない。
- 3 前二項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日において第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。
- 4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で施行日から一月以内に第一項の採取 を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。
- 5 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対 して同項の罰金刑を科する。

附 則 (昭和五五年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中関税定率法第四条の改正規定、同法第四条の次に七条を加える改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定 関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

(罰則に対する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年五月二七日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 改正後の所得税法第二百四十四条第二項、法人税法第百六十四条第二項、相続税法第七十一条第二項、酒税法第六十二条第二項、砂糖消費税法第三十九条第二項、揮発油税法第三十一条第二項、地方道路税法第十七条第二項、石油ガス税法第三十一条第二項、石油税法第二十七条第二項、物品税法第四十七条第二項、トランプ類税法第四十一条第二項、入場税法第二十八条第二項、取引所税法第二十条第二項、関税法第百十七条第二項、関税暫定措置法第十四条第二項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第六項及び輸入品に対する内国消

費税の徴収等に関する法律第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後にした所得税法第二百三十八条第一項、法人税法第百五十九条第一項、相続税法第六十八条第一項、酒税法第五十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十五条第一項、砂糖消費税法第三十五条第一項、揮発油税法第二十七条第一項、地方道路税法第十五条第一項、石油ガス税法第二十八条第一項、石油税法第二十四条第一項、物品税法第四十四条第一項、トランプ類税法第三十七条第一項、入場税法第二十五条第一項、取引所税法第十六条後段、第十七条第一項、第十七条ノ二第一項若しくは第十八条後段、関税法第百十条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年四月一三日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条 から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第 三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

(一般的経過措置)

- 第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、昭和五十九年九月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた石油税については、なお従前の例による。 (免税移出等に係る経過措置)
- 第三条 指定日前に原油の採取場から移出された原油で、石油税法第十条第三項(同法第十一条 第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの (当該届出又は承認に係る期限が指定日以後に到来するものに限る。)について、当該期限まで に同法第十条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油に係る石油税の 税率は、改正後の石油税法(以下「新法」という。)の税率とする。

2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて指定日前に原油の採取場から移出された原油、又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油又は石油製品に係る石油税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十一条第三項
法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条	
第一項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十二条第四項
法律第十二条第一項及び第二項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十三条第三項において準用する関税定
法律第十三条第一項	率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五
	条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四
	項
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六	同法第九十条の三第三項
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六 号)第九十条の三第一項	同法第九十条の三第三項
	同法第九十条の三第三項 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
号)第九十条の三第一項	
号)第九十条の三第一項日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
号)第九十条の三第一項 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域
号)第九十条の三第一項 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
号)第九十条の三第一項 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例
号)第九十条の三第一項 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例 に関する法律(昭和二十七年法律第百十一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例 に関する法律第十条の三第二項又は第十一条

十九年法律第百四十九号)第三条第一項にお 所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第 いて準用する場合を含む。) 二項において準用する場合を含む。) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に 関する法律(昭和二十七年法律第百十二号) 関する法律第八条(日本国における国際連合 第七条(日本国における国際連合の軍隊の地 の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得 位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨 税法等の臨時特例に関する法律第四条におい 時特例に関する法律第四条において準用する て準用する場合を含む。) 場合を含む。) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援 助協定第六条 助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関 する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第

(引取りに係るガス状炭化水素についての課税標準及び税額の申告の特例)

第四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式) に規定する申告納税方式が適用されるガス状炭化水素を保税地域から継続的に引き取る者とし て政令で定める者に該当する者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から指定日 の前日までに、政令で定めるところにより、新法第十五条第一項に規定する国税庁長官の承認 を受けることができる。

二条

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にガス状炭化水素の採取をしている者は、指定日の前日までに、 ガス状炭化水素の採取場ごとに、ガス状炭化水素の採取場の位置その他政令で定める事項を書 面で当該ガス状炭化水素の採取場(新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつ ては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

- 2 施行日前から引き続いてガス状炭化水素の採取の委託をしている者で、新法第六条第一項の規定によりガス状炭化水素を採取したものとみなされる者は、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(当該委託をする者が新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。
- 3 前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において新法第二十条第一項前段又は第三項の規 定による申告をした者とみなす。
- 4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で指定日の前日までに第一項の採取を 廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。
- 5 施行日から指定日の前日までの間において新たにガス状炭化水素の採取をしようとする者は、 新法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段の規定にかかわらず、指定日の 前日までに、ガス状炭化水素の採取場ごとに、ガス状炭化水素の採取場の位置その他政令で定め る事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場 合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものと する。
- 6 施行日から指定日の前日までの間において新たにガス状炭化水素の採取の委託をしようとする 者は、新法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかわらず、指定日の前 日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書 面で当該ガス状炭化水素の採取場(当該委託をする者が新法第七条第一項ただし書の承認を受け ている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足り るものとする。
- 7 第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から昭和五十九年七月三十一 日までの間に相続があつた場合において、当該相続によりガス状炭化水素の採取業を承継した相

続人があるときは、当該相続人は、新法第二十条第四項の規定による申告については、そのガス 状炭化水素の採取場ごとに、当該相続のあつた日から指定日の前日までの間に、その旨を書面で 当該ガス状炭化水素の採取場(当該相続に係る被相続人が新法第七条第一項ただし書の承認を受 けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときにあつては、 その承認を受ける場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

- 8 前項の規定は、法人が合併によりガス状炭化水素の採取業を承継した場合について準用する。 この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併に より設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法 人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設 立した法人」と読み替えるものとする。
- 9 新法第二十条第一項前段、第三項又は第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び新法第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項(前項において準用する場合を含む。)に規定する者で指定日の前日までにガス状炭化水素の採取を廃止し、又はガス状炭化水素の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。
- 10 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者(新法第六条の二の規定の適用を受けている者を除く。)は、五万円以下の罰金又は科料に処する。
- 1 1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる石油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年六月二〇日法律第八〇号) 抄

(施行期日等)

- 第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約(次項において「品目表条約」という。)の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。
- 2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に 反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。
- 3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣 はその旨を速やかに告示するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる 物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- ー・ニ 略
- 三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ~ホ 略

へ 第六条及び附則第五十四条から第五十六条までの規定

(石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第五十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定の施行前に課した、又は課 すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

(免税移出等に係る経過措置)

- 第五十五条 昭和六十四年四月一日前にその採取場から移出された原油又はガス状炭化水素で、石油税法第十条第三項(同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、第六条の規定による改正後の石油税法(以下「新石油税法」という。)の課税標準及び税率とする。
- 2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて昭和六十四年四月一日前にその採取場から移出された原油若しくはガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた原油、石油製品若しくはガス状炭化水素について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、新石油税法の課税標準及び税率とする。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十一条第三項
法律第十一条第一項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十二条第四項
法律第十二条第一項及び第二項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十三条第五項において準用する関税定
法律第十三条第一項	本法第十五条第二項、第十六条第二項又は第
	十七条第四項

租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和 六十三年法律第四号。以下この項において 「昭和六十三年改正法」という。)による改正 前の租税特別措置法第九十条の三第一項又は 昭和六十三年改正法による改正後の租税特別 措置法第九十条の四第一項 昭和六十三年改正法による改正後の租税特別 措置法第九十条の四第五項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例 に関する法律(昭和二十七年法律第百十一 号)第十条の三第一項(日本国における国際 連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う 所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第 一項において準用する場合を含む。) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例 に関する法律第十条の三第二項又は第十一条 第二項(これらの規定を日本国における国際 連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う 所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第 二項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に 関する法律第七条(日本国における国際連合 の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得 税法等の臨時特例に関する法律第四条におい て準用する場合を含む。) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援 助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関 する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第 二条第一項

(石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十六条 第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月三一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二(見出しを含む。)、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第百五条の改正規定、同法第百十三条の二を同法第百十三条の三とし、同法第百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第百十五条及び第百十六条の改正規定、同法第百十七条の改正規定(「第百十三条の二」を「第百十三条の二(特例申告書を提出期限までに提出しない罪)、第百十三条の三」に、「第六号まで(許可」を「第七号まで(許可」に改める部分に限る。)、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並び に附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施 行する。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

一~三 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

イ~へ 略

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定(「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。)、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定(「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。)、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十八条まで、第五十条、第百三十七条、第百三十八条、第百三十九条(国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第二条第三号の改正規定に限る。)、第百四十条、第百四十二条(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第三号、第十五条第二項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。)、第百四十三条、第百五十三条から第百六十八条まで、第百七十一条、第百七十二条、第百七十六条、第百八十条、第百八十一条、第百八十七条(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第百二十九条の改正規定に限る。)及び第百八十八条第一項の規定(石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第四十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年十月一日前に課した、又は課 すべきであった石油税については、なお従前の例による。

(ガス状炭化水素に係る税率の特例)

- 第四十四条 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素(第 九条の規定による改正後の石油石炭税法(以下「石油石炭税法」という。)第二条第三号に規定 するガス状炭化水素をいう。以下同じ。)の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られ るガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にか かわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。
- ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第二七一・・一号及び第二七一・二一号に掲げる天然ガス(以下この条において「天然ガス」という。) ートンにつき八百四十円
- 二 ガス状炭化水素のうち天然ガス以外のもの(次項において「石油ガス等」という。) ートン につき八百円
- 2 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素の採取場から移 出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石 油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる 税率とする。
- ー 天然ガス ートンにつき九百六十円
- 二 石油ガス等 ートンにつき九百四十円

(石炭に係る税率の特例)

- 第四十五条 次の各号に掲げる期間内に、石炭(石油石炭税法第二条第四号に規定する石炭をい う。以下同じ。)の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られる石炭に課されるべき石 油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率と する。
- 一 平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日まで 石炭ートンにつき二百三十円
- 二 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 石炭ートンにつき四百六十円

(未納税移出等に係る経過措置)

- 第四十六条 平成十五年十月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素で、第九条の規定による改正前の石油税法(以下「旧石油税法」という。)第十条第三項(旧石油税法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日が平成十五年十月一日以後に到来するものに限る。)について、旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項に規定する税率(以下「附則第四十四条第一項の税率」という。)とする。
- 2 平成十七年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法 第十条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十 七年四月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に掲げる日までに同項に規定す る書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率 は、ガス状炭化水素にあっては附則第四十四条第二項に規定する税率(以下「附則第四十四条第 二項の税率」という。)とし、石炭にあっては附則第四十五条第二号に規定する税率(以下「附 則第四十五条第二号の税率」という。)とする。
- 3 平成十九年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法 第十条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十 九年四月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に掲げる日までに同項に規定す る書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率 は、石油石炭税法第九条第二号又は第三号に規定する税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて平成十五年 十月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素につい て、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス 状炭化水素に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十一条第三項
法律第十一条第一項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十二条第四項
法律第十二条第一項及び第二項	
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する	同法第十三条第五項において準用する関税定
法律第十三条第三項	率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第
	十七条第四項
租税特別措置法第九十条の四第一項	同法第九十条の四第五項
租税特別措置法第九十条の四の二第一項	同法第九十条の四の二第四項
租税特別措置法第九十条の四の三第一項	同法第九十条の四の三第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域	び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関	並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例	する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例
に関する法律(昭和二十七年法律第百十一	に関する法律第十条の三第二項又は第十一条
号)第十条の三第一項(日本国における国際	第二項(これらの規定を日本国における国際
連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う	連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う
所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第	所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第
一項において準用する場合を含む。)	二項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域	び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関	並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に	する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に

関する法律第七条(日本国における国際連合	関する法律第八条(日本国における国際連合
の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得	の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得
税法等の臨時特例に関する法律第四条におい	税法等の臨時特例に関する法律第四条におい
て準用する場合を含む。)	て準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援
助協定第六条	助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関
	する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第
	二条第一項

- 2 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十七年四月 一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素又は石炭につ いて、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該 ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあっては附則第四十四条 第二項の税率とし、石炭にあっては附則第四十五条第二号の税率とする。
- 3 第一項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十九年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素又は石炭について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号又は第三号に規定する税率とする。

(戻入れ等に係る経過措置)

第四十八条 平成十五年十月一日前に原油(石油税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下 同じ。)若しくはガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出し、又は他の原油若しくはガス 状炭化水素の採取場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた原油若しくはガス状炭 化水素を、原油若しくはガス状炭化水素の採取場に戻し入れ、又は移入した場合において、同 日以後にこれらの原油若しくはガス状炭化水素につき石油石炭税法第十二条第一項又は第二項 の規定による控除を受けるときは、これらの規定中「石油石炭税額(延滞税、過少申告加算税

及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額」とあるのは、「石油税額(延滞税、 過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額」として、これらの規定 を適用する。

2 平成十五年十月一日前に原油又はガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出した原油又はガス状炭化水素を、その採取を廃止した後当該採取場であった場所に戻し入れた場合において、同日以後に石油石炭税法第十二条第四項に規定する当該税務署長の承認を受けて当該原油又はガス状炭化水素を廃棄したときは、同項中「石油石炭税額」とあるのは、「石油税額」として、同項の規定を適用する。

(引取りに係る石炭についての課税標準及び税額の申告の特例)

第四十九条 関税法第六条の二第一項第一号に規定する申告納税方式が適用される石炭を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、施行日から平成十五年九月 三十日までに、政令で定めるところにより、石油税法第十五条第一項に規定する国税庁長官の承認を受けることができる。

(担保に係る経過措置)

第五十条 旧石油税法第十九条の規定により提供された担保は、石油石炭税法第十九条の規定により提供された担保とみなす。

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

- 第五十一条 この法律の施行の際現に石炭の採取をしている者は、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場(第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。
- 2 施行日前から引き続いて石炭の採取の委託をしている者で、第九条の規定による改正後の石油 税法第六条第一項の規定により石炭を採取したものとみなされる者は、平成十五年九月三十日ま でに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の 採取場(当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認

を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

- 3 前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において第九条の規定による改正後の石油税法第 二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。
- 4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で平成十五年九月三十日までに第一項 の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。
- 5 施行日から平成十五年九月三十日までの間において新たに石炭の採取をしようとする者は、第 九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段 の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置 その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場(第九条の規定による改正後の石油税法第七 条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄 する税務署長に申告すれば足りるものとする。
- 6 施行日から平成十五年九月三十日までの間において新たに石炭の採取の委託をしようとする者は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場(当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。
- 7 第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から平成十五年八月三十一日までの間に相続があった場合において、当該相続により石炭の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第四項の規定による申告については、その石炭の採取場ごとに、当該相続のあった日から平成十五年九月三十日までの間に、その旨を書面で当該石炭の採取場(当該相続に係る被相続人が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項

ただし書の承認を受けるときにあっては、その承認を受ける場所)の所在地を所轄する税務署長 に申告すれば足りるものとする。

- 8 前項の規定は、法人が合併により石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合に おいて、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立し た法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該 相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と 読み替えるものとする。
- 9 第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段、第三項又は第四項(同条第五項に おいて準用する場合を含む。)及び石油税法第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第 七項(前項において準用する場合を含む。)に規定する者で平成十五年九月三十日までに石炭の 採取を廃止し、又は石炭の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しな い。
- 10 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。
- 1 1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第五十二条 第九条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。

(政令への委任)

第百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過 措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- ー 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

イ~ヌ 略

ル 第十一条の規定

(罰則に関する経過措置)

第百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び 第十一条の規定 平成二十四年一月一日

附 則 (平成二三年三月三一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の 構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三 年法律第百十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日

イ~ヌ 略

ル 第十二条中石油石炭税法第二十四条に二項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定及び 同法第二十六条第二項の改正規定

(罰則に関する経過措置)

- 第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)
- 第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で 定める。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一~四 略

五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ~ヌ 略

ル 第十二条及び附則第三十三条第六項の規定

(酒税法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十三条

6 平成二十四年十二月三十一日以前に第十二条の規定による改正前の石油石炭税法(以下「旧石油石炭税法」という。)第二十三条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問、検査又は採取(同日後引き続き行われる調査(同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。)に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。) その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円 滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一~三 略

四 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第二十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定(「(許可の要件)」を削る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第十十九条の改正規定、同法第七十九条第一項の改正規定、同法第七十九条第一項の改正規定、同法第七十九条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定(「(二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。)」を削る部分に限る。)及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

一~四 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ~ハ 略

二 第八条の規定(同条中国税通則法第十九条第四項第三号への改正規定、同法第三十四条の二 (見出しを含む。)の改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。)並びに附則第四十 条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条 の規定

(罰則に関する経過措置)

第百四十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十年三月三十一日法律第七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。

-~二十二 略

(罰則に関する経過措置)

第百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

石油石炭税法施行令

(昭和五十三年政令第百三十二号)

最終改正:平成三十年三月三十一日政令第百四十号

内閣は、石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

(定義)

第一条 この政令において「原油」、「石油製品」、「ガス状炭化水素」、「石炭」又は「保税地域」とは、石油石炭税法(以下「法」という。)第二条各号に規定する原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭又は保税地域をいう。

(採取を廃止した場合のみなし移出の規定の不適用に係る承認の申請等)

- 第二条 法第五条第四項ただし書の承認を受けようとする者は、同項に規定する採取を廃止した 日から七日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を同項ただし書に規定する税務署長に提 出しなければならない。
- 一 申請者の住所(住所がない場合には、居所。以下同じ。)及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。以下同じ。)
- 二 採取場であつた場所の所在地及び名称
- 三 採取の廃止の年月日
- 四 採取の廃止の際に当該採取場に現存する原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量
- 五 前号に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭の移出を完了する日までの見込期間
- 六 申請の理由
- 2 税務署長は、法第五条第四項ただし書の承認をする場合には、その旨及び同条第五項に規定する期間を記載した書類を申請者に交付するものとする。

(納税地の特例の承認の申請等)

- 第三条 法第七条第一項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。
- 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場の所在地及び名称
- 三 納税地として承認を受けようとする場所の所在地
- 四 当該承認を受けようとする場所を納税地とすることを便宜とする事情
- 五 申請者が住所地若しくは居所地又は第三号に掲げる場所以外の場所に事務所を有する場合に は、その所在地
- 六 その他参考となるべき事項
- 2 国税庁長官は、法第七条第一項ただし書の承認を受けた者の石油石炭税の納税地が当該承認を 受けた後におけるその者の事業の状況その他の事情からみて石油石炭税の納税地として不適当で あると認められることとなつた場合には、その承認を取り消すことができる。
- 3 国税庁長官は、前項の規定により同項の承認を取り消す場合には、その旨及びその理由を書面 により当該承認を取り消される者に通知しなければならない。
- 4 法第七条第一項ただし書の承認を受けている者が、当該承認に係る納税地につき同項ただし書の規定の適用を受ける必要がなくなつた旨及び次に掲げる事項を記載した書類を国税庁長官に提出した場合には、その提出があつた日の属する月の翌月以後における納税地は、同項本文に規定する採取場の所在地とする。
- 一 提出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 当該納税地につき法第七条第一項ただし書の承認を受けた年月日
- 三 その他参考となるべき事項

(特定の石油製品等に係る数量の計算)

- 第四条 法第八条第二項に規定する政令で定める石油製品又はガス状炭化水素は、それぞれ関税 定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七一〇・一九号の二若しくは第二七一〇・二 〇号の二に該当するグリース又は同表第二七一一・二一号に掲げる天然ガスで本邦において採取されたものとする。
- 2 法第八条第二項に規定する政令で定める方法は、前項に規定する石油製品にあつては当該石油製品の重量〇・九キログラムにつき容量ーリットルとして計算する方法とし、同項に規定するガス状炭化水素にあつては温度零度及び一気圧の下における乾燥した当該ガス状炭化水素の容量ー・四立方メートルにつき重量ーキログラムとして計算する方法とする。

第五条から**第九条**まで 削除

(未納税移出に係る承認の申請等)

- 第十条 法第十条第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書 を同号に規定する税務署長に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 移出しようとする採取場の所在地及び名称
- 三 移出しようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量
- 四 移出の理由又は目的
- 五 移出の年月日又は期間
- 六 移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称
- 七 移出先の所在地及び名称
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 法第十条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- 一 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入 した者が同一である場合 次に掲げる事項を記載した書類
- イ 移入した場所の所在地及び名称

- ロ 移入した原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量
- ハ 移入の理由又は目的
- ニ 移入の年月日
- ホ その他参考となるべき事項
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が法第十条第一項第一号に 規定する目的又は前項第四号に掲げる理由若しくは目的で同条第一項各号に定める場所に移入さ れたこと並びに当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る前号イ、ロ及び二に掲げる事項を当該 原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が証する書類(次条第一項第二号において「未納税 移入証明書」という。)に基づき、前号イからホまでに掲げる事項並びに当該原油、ガス状炭化 水素又は石炭を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類
- 3 法第十条第三項第一号(法第十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出 は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
- 一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 移出した採取場の所在地及び名称
- 三 法第十条第二項又は第十一条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書に添付すること ができない理由
- 四 前号の書類の提出予定年月日
- 五 当該届出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量、移出の理由又は目的、移出した年月日 及び移出先又は仕向地
- 六 その他参考となるべき事項
- 4 法第十条第三項第二号(法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同号に規定する税務署長に提出しなければならない。
- ー 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 移出した採取場の所在地及び名称

- 三 法第十条第二項又は第十一条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書の提出期限から 三月以内に提出することができない理由
- 四 前号の書類の提出予定年月日
- 五 当該申請に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量、移出の理由又は目的、移出した年月日 及び移出先又は仕向地
- 六 その他参考となるべき事項
- 5 税務署長は、法第十条第三項第二号の承認をする場合には、その旨及び同号に定める日を書面 により前項の申請者に通知しなければならない。
- 6 法第十条第四項(法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を法 第十条第四項に規定する税務署長又は税関長に提出しなければならない。
- 一 提出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号(当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- 二 亡失の年月日、場所、原因その他亡失の事実に関し参考となるべき事項
- 三 亡失した原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量、移出の理由又は目的、移出した年月日その他 当該亡失した原油、ガス状炭化水素又は石炭に関し参考となるべき事項
- 7 法第十条第七項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 提出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 移入した場所の所在地及び名称
- 三 移入の年月日
- 四 移出者の住所及び氏名又は名称
- 五 移出される採取場の所在地及び名称
- 六 その他参考となるべき事項
- 8 法第十条第八項の命令をする場合には、その内容を記載した書類を交付するものとする。

(未納税移出に関する特例)

- 第十条の二 法第十条の二第一項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。
- 一 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入 した者が同一である場合 前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 未納税移入証明書に基づいて、前条第二項第一号イからホまで に掲げる事項並びに当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者の住所及び氏名又は名称を 帳簿に記載する方法
- 2 法第十条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を 同号に規定する税務署長に提出しなければならない。
- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 移出する採取場の所在地及び名称
- 三 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移 入する場所であることの事実
- 四 移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称
- 五 移出の理由又は目的
- 六 申請の理由
- 七 その他参考となるべき事項
- 3 法第十条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同項に 規定する税務署長に提出しなければならない。
- ー 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- 二 移入する場所の所在地及び名称並びに当該場所が当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であることの事実
- 三 移入の理由又は目的

- 四 移出者の住所及び氏名又は名称
- 五 移出する採取場の所在地及び名称
- 六申請の理由
- 七 その他参考となるべき事項
- 4 税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をするときは その旨及び法第十条の二第一項又は第二項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認をし ないときはその旨及びその理由を当該承認の申請をした者に対し、書面により通知しなければな らない。
- 5 税務署長は、法第十条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及 び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面 により通知しなければならない。
- 6 法第十条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 当該承認に係る採取場の所在地及び名称
- 三 当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入していた者の住所及び氏名又 は名称
- 四 当該承認を受けた年月日
- 五 届出の理由
- 六 法第十条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日
- 七 その他参考となるべき事項
- 7 法第十条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- 二 当該承認に係る場所の所在地及び名称

- 三 当該承認を受けた年月日
- 四 届出の理由
- 五 法第十条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日
- 六 その他参考となるべき事項

(輸出明細書)

- 第十一条 法第十一条第二項に規定する政令で定める書類は、当該原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所在地を所轄する税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類又は当該原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が外国に陸揚げされたことを証明した書類に基づき、次に掲げる事項を記載した書類とする。
- 一 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量
- 二 輸出の年月日及び仕向地
- 三輸出港の所在地を所轄する税関
- 四 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を輸出した者が当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取 者以外の者であるときは、当該輸出した者の住所及び氏名又は名称
- 五 その他参考となるべき事項

(戻入れの場合の石油石炭税の控除等)

- 第十二条 法第十二条第一項又は第二項の規定により控除を受けようとする者(法第七条第一項 ただし書の承認を受けた者以外の者で一の税務署の管轄区域内に原油、ガス状炭化水素又は石 炭の採取場を二以上有するもの及び同項ただし書の承認を受けた者で原油、ガス状炭化水素又 は石炭の採取場を二以上有するものに限る。)は、当該控除を受けようとする月分に係る法第十 三条第一項の規定による申告書に、当該戻入れ又は移入をした採取場の所在地及び名称を記載 しなければならない。
- 2 法第十二条第四項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同項に規 定する税務署長に提出しなければならない。

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 当該採取場であつた場所の所在地及び名称
- 三 廃棄しようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量及び法第十二条第四項に規定する移出 により納付された、又は納付されるべき石油石炭税額
- 四 廃棄しようとする原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した年月日、戻し入れた年月日及び戻入れ先
- 五 廃棄の理由、日時、方法並びに廃棄の場所の所在地及び名称
- 六 その他参考となるべき事項
- 3 税務署長は、法第十二条第四項の承認をした場合には、立会いその他の方法により当該廃棄を 確認するものとする。
- 4 法第十二条第五項に規定する政令で定める書類は、同条第一項若しくは第四項の戻入れ又は同 条第二項の移入の区分ごとに、当該戻入れ又は移入の事実を証する書類に基づき、次に掲げる事 項を記載した書類とする。
- 一 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税額
- 二 その他参考となるべき事項

(移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告)

- 第十三条 法第十三条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる 事項を記載しなければならない。
- 一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 当該移出に係る採取場の所在地及び名称
- 2 前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで 死亡した場合において、その者の相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が提出する当該申告 書には、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

- 一 各相続人の住所、氏名、個人番号、被相続人(包括遺贈者を含む。以下この号において同じ。)との続柄、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定)の規定による相続分及び相続(包括遺贈を含む。以下この号において同じ。)によつて得た財産の価額(個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額)
- 二 相続人が限定承認をした場合には、その旨
- 三 相続人が二人以上ある場合には、当該申告書の提出により納付すべき税額を第一号に規定する 各相続人の相続分により按 分して計算した額に相当する石油石炭税額
- 3 相続人が二人以上ある場合には、前項の申告書は、各相続人が連署して提出するものとする。 ただし、当該申告書は、各相続人が各別に提出することを妨げない。
- 4 前項ただし書に規定する方法により第二項の申告書を提出する場合には、当該申告書には、同 項第一号に掲げる事項のうち他の相続人の個人番号は、記載することを要しない。
- 5 第三項ただし書に規定する方法により第二項の申告書を提出した相続人は、直ちに、他の相続 人に対し、当該申告書に記載した事項の要領を通知するものとする。

(還付のための申告)

- 第十四条 法第十三条第二項に規定する申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 戻し入れた又は移入した場所の所在地及び名称
- 三 還付を受けようとする金額
- 四 その他参考となるべき事項
- (引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等)

- 第十五条 法第十四条第一項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる 事項を記載しなければならない。
- ー 申告者の住所及び氏名又は名称
- 二 引取りに係る保税地域の所在地
- 三 当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭(以下「原油等」という。)の仕出国名
- 2 法第十四条第二項に規定する政令で定める事項は、前項各号に掲げる事項及び当該引取りに関 し参考となるべき事項とする。
- 3 第十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、法第十四条第一項に規定する申告書(同条第三項の場合に限る。)を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。この場合において、第十三条第二項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「含む。以下この号において同じ」とあるのは「含む」と、「価額(個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額)」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。
- (引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)
- 第十六条 法第十五条第一項に規定する政令で定める者は、同項に規定する原油等(当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除く。以下この項及び次項において同じ。)を、同条第一項の承認の申請の日の属する月の前月の末日以前六月内の各月(原油等の引取先の石油の精製の用に供する設備その他の施設について高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十五条第一項(保安検査)又は第三十五条の二(定期自主検査)に規定する保安検査又は定期自主検査その他法律の規定に基づくこれらに類する検査が行われたことにより、原油等を保税地域から引き取らなかつた月を除く。)において保税地域から一回以上引き取つている者とする。
- 2 法第十五条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長 官に提出しなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、当該原油等が、関税

法 (昭和二十九年法律第六十一号) 第六十七条 (輸出又は輸入の許可) の規定による輸入の許可 を受けたものであることを証する書類又は同法第七十三条第一項 (輸入の許可前における貨物の 引取り) の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものであることを証する書類 に基づいて記載するものとする。

- 一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 法第十四条第一項の規定による申告書に代えて法第十五条第二項の規定による申告書によることを便宜とする事情
- 三 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に保税地域から引き取つた原油等の月ごとの引取 回数及び数量
- 四 過去一年以内に法第十五条第四項の規定による取消しの通知を受け、又は同条第五項の規定による届出書を提出したことの有無
- 五 現に国税の滞納があり、又は最近において国税の著しい納付遅延がある場合には、その事実
- 六 過去一年以内に国税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十七条第二項(期限 内申告)に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合には、その事実
- 七 過去一年以内に国税につき国税通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条(更正)の規定による更正があつた場合には、その事実
- 八 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に原油等の保税地域からの引取りがなかつた月が ある場合において、当該引取りがなかつたことが前項に規定する保安検査、定期自主検査その他 これらに類する検査が行われたことによるものであるときは、その事実
- 九 納税地として指定を受けようとする場所の所在地
- 十 当該指定を受けようとする場所を納税地とすることを便宜とする事情
- 十一 申請者が住所地若しくは居所地又は第九号に掲げる場所以外の場所に事務所を有する場合に は、その所在地
- 十二 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内において原油等を引き取つた保税地域の所在地

十三 その他参考となるべき事項

- 3 法第十五条第二項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 申告者の住所及び氏名又は名称
- 二 当該引取りに係る保税地域の所在地
- 4 第十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「氏名、個人番号」とあるのは「氏名」と、「含む。以下この号において同じ」とあるのは「含む」と、「価額(個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額)」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。
- 5 法第十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を 国税庁長官に提出しなければならない。
- 一 提出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 法第十五条第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつた旨
- 三 その他参考となるべき事項
- 6 国税庁長官は、第二項の申請書の提出があつた場合においてその申請につき承認をし若しくは しないとき又は法第十五条第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨(当該承認をし ない場合又は取り消す場合にあつては、その旨及びその理由)を書面により当該承認の申請をし た者又は当該承認を受けていた者に通知しなければならない。
- 7 国税庁長官は、法第十五条第一項の承認を受けた者の石油石炭税の納税地が当該指定を受けた 後におけるその者の事業の状況その他の事情からみて石油石炭税の納税地として不適当であると 認められることとなつた場合には、指定に係る納税地を変更することができる。

(納期限の延長についての担保の提供)

第十七条 法第十八条第一項の規定による担保の提供は、法第十三条第一項に規定する税務署長に対し、又は当該税務署長の指示により国税庁長官、国税局長若しくは他の税務署長に対してするものとする。

(担保の提供の期限等)

- 第十八条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、法第十九条第一項の規定により担保 の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定しなければならない。
- 2 前項の担保は、その提供を命じた者の承認を受けた場合には、順次その総額を分割して提供することができる。

(採取の開廃等の申告)

- 第十九条 法第二十条第一項前段の規定による申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載 した申告書を同項に規定する税務署長に提出しなければならない。
- 一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場の所在地及び名称
- 三 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場の敷地の状況及び建物の構造を示す図面
- 四 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取及び貯蔵設備の概要
- 五 原油、ガス状炭化水素又は石炭の年間採取見込数量
- 六 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取を開始しようとする年月日
- 七 その他参考となるべき事項
- 2 法第二十条第一項後段に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者がその採取を廃止 し、又は休止しようとする場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申告書を同項に規定 する税務署長に提出しなければならない。
- 一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場の所在地及び名称

- 三 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取を廃止しようとする年月日又は休止しようとする期間
- 3 法第二十条第一項後段に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、前二項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その異動に係る事項を同条第一項に規定する税務署長に書面で申告しなければならない。
- 4 法第二十条第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 法第六条第一項に規定する受託者(以下「受託者」という。)の住所及び氏名又は名称
- 三 当該委託に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭(以下「委託原油、委託ガス状炭化水素又は委託石炭」という。)の採取場の所在地
- 四 委託原油、委託ガス状炭化水素又は委託石炭の採取を開始しようとする年月日
- 5 法第二十条第三項の規定による申告をした者が委託原油、委託ガス状炭化水素又は委託石炭の 採取を終了した場合には、次に掲げる事項を記載した書面を同項に規定する税務署長に提出しな ければならない。
- 一 提出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)
- 二 受託者の住所及び氏名又は名称
- 三 委託原油、委託ガス状炭化水素又は委託石炭の採取場の所在地
- 四 委託原油、委託ガス状炭化水素又は委託石炭の採取の終了の年月日 (記帳義務)
- 第二十条 法第二十一条に規定する石油精製業者で政令で定めるものは、石油の備蓄の確保等に 関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第五項(定義)に規定する石油精製業者とす る。
- 2 原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者(法第十条第六項の規定により原油、ガス状炭化水素 又は石炭の採取者とみなされる者を除く。)は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならな

い。ただし、第三号中受取人に関する事項については、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者若しくは販売業者又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭を原料若しくは燃料とする他の物品の製造業者若しくは電気若しくはガスの供給業者が受取人である場合に限る。

- ー 採取した原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量
- 二 貯蔵している原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量
- 三 移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭の規格、規格ごとの数量、移出の年月日並びに受取人 の住所及び氏名又は名称
- 四 移入した原油、ガス状炭化水素又は石炭の規格、規格ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人の住所及び氏名又は名称
- 3 法第十条第六項の規定により原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者とみなされる者は、次に 掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。前項ただし書の規定は、第三号中受取人に関する 事項について準用する。
- 一 移入した原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量、移入の年月日並びに引渡人の住所及び氏名又 は名称
- 二 貯蔵している原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量
- 三 移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭の数量、移出の年月日並びに受取人の住所及び氏名又 は名称
- 4 前二項の場合において、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が法第十条第一項、法第十一条第 一項又は他の法律の石油石炭税の免除に係る規定の適用を受けた、又は受けるべきものであると きは、その旨を付記しなければならない。
- 5 原油の販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。第二項ただし書の規定 は、第二号中買受人に関する事項について準用する。
- 一 購入した原油の数量、購入の年月日並びに売渡人の住所及び氏名又は名称
- 二 販売した原油の数量、販売の年月日並びに買受人の住所及び氏名又は名称
- 三 返品した原油の数量、返品の年月日並びに返品先の者の住所及び氏名又は名称

- 6 原油等の輸入業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。第二項ただし書の規 定は、第二号中買受人に関する事項について準用する。
- 一 購入した原油等の関税定率法別表の適用上の所属区分(以下「所属区分」という。)、所属区分 ごとの数量、購入の年月日並びに売渡人の国籍、住所及び氏名又は名称
- 二 販売した又は精製の委託をして引き渡した原油等の所属区分、所属区分ごとの数量、販売又は 引渡しの年月日並びに買受人又は引渡しを受けた者の住所及び氏名又は名称
- 7 第一項に規定する石油精製業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
- 購入した又は精製の委託を受けて引渡しを受けた原油等の所属区分、所属区分ごとの数量、購入又は受取りの年月日並びに売渡人又は引渡人の住所及び氏名又は名称
- 二 消費した原油等の所属区分、所属区分ごとの数量及び消費の年月日
- 三 製造した製品の種類及び種類ごとの数量
- 8 法第十八条第三項に規定する特例輸入者は、関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る原油等の所属区分、所属区分ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第四条の十二第二項(保存すべき書類)の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。
- 9 法第十五条第一項の承認を受けている者は、保税地域から引き取つた原油等の所属区分、所属 区分ごとの数量及び引取りの年月日を帳簿に記載しなければならない。
- 10 第六項(第二号を除く。)、第七項(第二号及び第三号を除く。)及び前項の場合において、原油等が輸入されたものであるときは、その仕出国名並びに関税法第六十七条の規定による輸入の許可を受けたものにあつては当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を、同法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取)の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものにあつては当該承認の年月日及びその承認書の番号を、付記しなければならない。

1 1 前項に規定するもののほか、第九項の場合において、当該原油等が他の法律の規定により石油石炭税の免除を受けた、又は受けるべきものであるときは、その旨を付記しなければならない。

附則抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十三年四月十八日)から施行する。

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

- 第二条 法附則第二条第一項に規定する政令で定める事項は、第十九条第一項各号(第六号を除 く。)に掲げる事項及び原油の採取を開始した年月日とする。
- 2 法附則第二条第二項に規定する政令で定める事項は、第十九条第四項第一号及び第二号に掲げる事項並びに委託原油の採取を開始した年月日とする。

附 則 (昭和五九年四月一三日政令第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条から第十三条まで及び第二十条の改正規定並びに附則第四条から第九条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

(引取りに係るガス状炭化水素についての課税標準及び税額の申告の特例)

第二条 石油税法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第十六号。以下「改正法」という。) 附則第四条に規定する政令で定める者は、同条に規定するガス状炭化水素を、同条の承認の申 請の日の属する月の前月の末日以前六月内の各月(ガス状炭化水素の引取先のガス状炭化水素 の貯蔵設備その他の施設について高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十五条 第一項(保安検査)又は第三十五条の二(定期自主検査)に規定する保安検査又は定期自主検 査その他法律の規定に基づくこれらに類する検査が行われたことにより、ガス状炭化水素を保 税地域から引き取らなかつた月を除く。) において保税地域から一回以上引き取つている者とする。

- 2 改正法附則第四条の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、当該ガス状炭化水素が、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸入の許可を受けたものであることを証する書類又は同法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取)の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものであることを証する書類に基づいて記載するものとする。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 改正法による改正後の石油税法第十四条第一項の規定による申告書に代えて同法第十五条第二 項の規定による申告書によることを便宜とする事情
- 三 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に保税地域から引き取つたガス状炭化水素の月ご との引取回数、数量及び価額
- 四 過去一年以内に石油税法第十五条第四項の規定による取消しの通知を受け、又は同条第五項の規定による届出書を提出したことの有無
- 五 現に国税の滞納があり、又は最近において国税の著しい納付遅延がある場合には、その事実
- 六 過去一年以内に国税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十七条第二項(期限 内申告)に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合には、その事実
- 七 過去一年以内に国税につき国税通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条(更正)の規定による更正があつた場合には、その事実
- 八 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内にガス状炭化水素の保税地域からの引取りがなか つた月がある場合において、当該引取りがなかつたことが前項に規定する保安検査、定期自主検 査その他これらに類する検査が行われたことによるものであるときは、その事実
- 九 納税地として指定を受けようとする場所の所在地
- 十 当該指定を受けようとする場所を納税地とすることを便宜とする事情

- 十一 申請者が住所地若しくは居所地又は第九号に掲げる場所以外の場所に事務所を有する場合に は、その所在地
- 十二 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内においてガス状炭化水素を引き取つた保税地域 の所在地
- 十三 その他参考となるべき事項
- 3 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合においてその申請につき承認をし又はしない ときには、その旨(当該承認をしない場合にあつては、その旨及びその理由)を書面により当該 承認の申請をした者に通知しなければならない。

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

- 第三条 改正法附則第五条第一項に規定する政令で定める事項は、改正後の石油税法施行令(以下「新令」という。)第十九条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項及びガス状炭化水素の採取を開始した年月日とする。
- 2 改正法附則第五条第二項に規定する政令で定める事項は、新令第十九条第四項第一号及び第二 号に掲げる事項並びに委託に係るガス状炭化水素の採取を開始した年月日とする。
- 3 改正法附則第五条第五項に規定する政令で定める事項は、新令第十九条第一項各号に掲げる事項とする。
- 4 改正法附則第五条第六項に規定する政令で定める事項は、新令第十九条第四項各号に掲げる事項とする。

附 則 (昭和六二年八月一三日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一二月三〇日政令第三六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

ー・ニ 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ~ホ 略

へ 第六条及び第七条の規定

附 則 (平成九年二月一九日政令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年七月一二日政令第三七六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成十三年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月五日政令第二八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十四年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年一二月五日政令第三八六号)

この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日政令第一三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条の改正規定(「石油税法」を「石油石炭税法」に改める部分に限る。)、第二条第一項の改正規定、第 三条第二項の改正規定、第十条から第十三条までの改正規定、第十五条第一項の改正規定、第 十六条の改正規定及び第二十条の改正規定並びに附則第四条から第十六条までの規定は、平成 十五年十月一日から施行する。

(引取りに係る石炭についての課税標準及び税額の申告の特例)

- 第二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号。以下「改正法」という。) 附 則第四十九条に規定する政令で定める者は、同条に規定する石炭を、同条の承認の申請の日の 属する月の前月の末日以前六月内の各月において保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十 一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。) から一回以上引き取っている者とす る。
- 2 改正法附則第四十九条の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税 庁長官に提出しなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、当該石炭が、関 税法第六十七条の規定による輸入の許可を受けたものであることを証する書類又は同法第七十三 条第一項の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものであることを証する書類 に基づいて記載するものとする。
- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 改正法第九条の規定による改正後の石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)(以下「石油石炭税法」という。)第十四条第一項の規定による申告書に代えて石油石炭税法第十五条第二項の規定による申告書によることを便宜とする事情
- 三 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に保税地域から引き取った石炭の月ごとの引取回 数及び数量

- 四 過去一年以内に改正法第九条の規定による改正前の石油税法第十五条第四項の規定による取消 しの通知を受け、又は同条第五項の規定による届出書を提出したことの有無
- 五 現に国税の滞納があり、又は最近において国税の著しい納付遅延がある場合には、その事実
- 六 過去一年以内に国税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十七条第二項に規定 する期限内申告書の提出がなかった場合には、その事実
- 七 過去一年以内に国税につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第 二十四条の規定による更正があった場合には、その事実
- 八 納税地として指定を受けようとする場所の所在地
- 九 当該指定を受けようとする場所を納税地とすることを便宜とする事情
- 十 申請者が住所地若しくは居所地又は第八号に掲げる場所以外の場所に事務所を有する場合に は、その所在地
- 十一 申請の日の属する月の前月の末日以前六月内において石炭を引き取った保税地域の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項
- 3 国税庁長官は、前項の申請書の提出があった場合においてその申請につき承認をし又はしない ときには、その旨(当該承認をしない場合にあっては、その旨及びその理由)を書面により当該 承認の申請をした者に通知しなければならない。

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

- 第三条 改正法附則第五十一条第一項に規定する政令で定める事項は、改正後の石油税法施行令 (以下「新令」という。)第十九条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項及び石炭の採取 を開始した年月日とする。
- 2 改正法附則第五十一条第二項に規定する政令で定める事項は、新令第十九条第四項第一号及び 第二号に掲げる事項並びに委託に係る石炭の採取を開始した年月日とする。
- 3 改正法附則第五十一条第五項に規定する政令で定める事項は、新令第十九条第一項各号に掲げる事項とする。

4 改正法附則第五十一条第六項に規定する政令で定める事項は、新令第十九条第四項各号に掲げる事項とする。

附 則 (平成一七年三月九日政令第三七号)

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二三年——月二八日政令第三六五号) 抄

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年五月一四日政令第一七九号) 抄

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条 第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一五三号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定、第十五条第 三項の改正規定及び第十六条の改正規定並びに附則第三項の規定は、平成二十八年四月一日から 施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の石油石炭税法施行令(以下「新令」という。)第二条第一項第一号、 第十条第一項第一号、第三項第一号、第四項第一号及び第六項第一号並びに第十二条第二項第一 号の規定は、この政令の施行の日以後に提出する新令第二条第一項、第十条第一項若しくは第四 項若しくは第十二条第二項の申請書、新令第十条第三項の書面又は同条第六項の書類について適 用し、同日前に提出したこの政令による改正前の石油石炭税法施行令(以下この項において「旧 令」という。)第二条第一項、第十条第一項若しくは第四項若しくは第十二条第二項の申請書、 旧令第十条第三項の書面又は同条第六項の書類については、なお従前の例による。

3 新令第十三条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後に提出する石油石炭税法第十三条第 一項の申告書について適用し、同日前に提出した同項の申告書については、なお従前の例によ る。

附 則 (平成三〇年三月三一日政令第一四〇号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。